

B I Mを活用した省エネ建築設計・実装支援事業実施要綱

(制定) 令和7年3月14日付6環気環第496号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が連携し、三次元設計モデル（以下「B I M」という。）を活用した新築建築物の省エネ設計手法の普及を目的とする「B I Mを活用した省エネ建築設計・実装支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(本事業の内容)

第2条 新築建築物設計の初期段階から関係する設計者全員の共通理解のもとで、B I Mを活用した一体的な省エネ設計手法を進めるため、多面的かつ効果的な普及支援事業を戦略的に実施する。

(都の役割)

第3条 都は、本事業の実施に当たり、次に掲げる事項を行う。

- 一 B I Mによる省エネ設計普及のための講習会等の構想策定
- 二 公社が第5条に定める助成対象者に対して助成をするために造成する基金への出えん
- 三 公社が本事業を実施するために必要な別に定める経費の補助
- 四 その他本事業の企画・実施

(公社の役割)

第4条 公社は、本事業の実施に当たり、次に掲げる事項を行う。

- 一 B I Mによる省エネ設計普及のための講習会等の企画及び実施
- 二 次条に定める助成対象者及び第6条に定める助成対象事業の募集及び選定
- 三 前号において選定された助成対象事業の進捗確認
- 四 第二号において選定された助成対象事業の設計完了後における、B I Mの活用方法及び効果並びにB I Mの活用により達成した省エネ性能の確認
- 五 次条に定める助成対象者に対して助成をするための基金の造成及び管理
- 六 前各号に掲げるもののほか、都が公社と協議の上、必要と認めた業務

(助成対象者)

第5条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次条に定める助成対象事業を実施する都内の新築建築物の設計業務において、B I Mを活用している又は活用する予定である意匠設計者、構造設計者、設備設計者等の関係者によって構成されるグループとする。

(助成対象事業)

第6条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- 一 都内の新築建築物の設計業務であること（戸建て住宅を除く。）。
- 二 前号に掲げる設計業務において、B I Mを活用している又は活用する予定であり、設計の初期段階からB I Mデータを用いて新築建築物の省エネ性能の解析や把握を行いながら、関係する設計者全員の共通理解のもとで一体的な省エネ設計を行うものであること。
- 三 第一号に掲げる設計業務において、B I Mの活用方法、省エネ性能の目標、助成対象事業の利用等について建築主の承諾を得たものであること。
- 四 東京都建築物環境配慮指針（令和5年東京都告示第639号。以下「指針」という。）別表第1の「建築物の熱負荷の低減」及び「省エネルギーシステム」の項に対応する同表の配慮すべき事項の欄に掲げる事項について配慮を行い、環境への配慮のための措置を定めるものであること。
- 五 前号により定めた環境への配慮のための措置についての取組状況について、建築物の住宅の用途（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）第9条の2第1項第1号に規定する用途をいう。）又は住宅以外の用途（同項第2号から第9号までに規定する用途をいう。）の別に定める指針別表第1に掲げる評価基準への適合状況を把握し、適合する評価基準に対応する同表の評価基準の段階により評価を行い、段階3の評価を目指すものであること。

（助成対象経費）

第7条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条に定める助成対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税は除く。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 ソフトウェア利用費（B I Mデータを用いて設計する新築建築物の省エネ性能の解析や把握を行うためのツール（以下「環境解析ツール」という。）の導入又は利用に要する経費をいう。以下同じ。）
- 二 専門家指導費（B I M管理技士等から環境解析ツールの操作方法の指導を受ける際に要する経費をいう。以下同じ。）
- 三 研修会受講費（環境解析ツールの操作等に係る研修等の受講に要する経費をいう。以下同じ。）

（助成金額）

第8条 助成金額は、都の予算の範囲内において、第6条第五号に掲げる段階3の評価を取得した場合は助成対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、段階1又は2の評価を取得した場合は助成対象経費に3分の1を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成金額はソフトウェア利用費にあつては100万円、専門家指導費にあつては300万円、研修会受講費にあつては50万円を上限とする。
- 3 助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（本事業の実施体制）

第9条 都は、公社に対し、助成金の原資として出えんを行うものとする。

- 2 公社は、前項の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

- 3 都は、第1項の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
- 一 公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める要綱等（以下「要綱等」という。）を制定すること。
 - 二 公社は、前号に基づいて要綱等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
 - 三 公社は、第2項の基金を原資として、前条による助成金の交付等を行うこと。
 - 四 公社は、助成対象者に対する指導及び助言等を行うこと。
- 4 公社は、前項第三号を実施するに当たっては、あらかじめ都の承認を受けることとする。

（本事業の実施期間）

第10条 本事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年3月14日付6環気環第496号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。